不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 登美丘高等学校 | 定期健康診断の受診に係る管内出張について、職員が誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 |
| Ａ | 大阪市中央区 | 令和３年９月24日 | 900円 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【府立学校職員健康診断実施要項】８　健康診断受診に伴う服務の取扱い○健康診断受診に伴う服務の取扱いについては、次のとおりとする。　ただし、この取扱いは指定健診機関に指示された医療機関を受診する場合に限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康診断の種類 | 検査項目等 | 服務の取扱い |
| 定期健康診断 | 一次 | ○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査 | 出張＊指定健診機関に指示された医療機関で受診すること |

 | 検出事項について、誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、管内出張として処理を行い、未払となっていた旅費を支給した。検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。再発防止策として、全職員に対し健康診断に係る申請について周知を行った。今後は、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年１月20日）